

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

令和4年6月22日午後1時00分～午後4時55分までの間

第2 全体会議

1 審議事項

なし

2 報告事項

(1) 「大阪府警子どもセーフティ新聞」の作製について

警察活動に対する理解と協力及び将来の人材獲得のため、民間企業等の協力を得て、警察活動の紹介や防犯・交通安全情報等を掲載した「大阪府警子どもセーフティ新聞」を作製した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 作製の目的に見合った素晴らしい新聞であると感じている。来年以降も同様の取組を続けてもらえるよう検討していただきたい。

(2) 「大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」の一部改正に向けたパブリックコメントの実施について

反復したつきまとい等を規制する「大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」の一部改正を行うため、7月25日から8月21日までの間の予定で、大阪府警察ホームページへの掲載、警察本部1階情報公開コーナーへの備付けにより、パブリックコメントを実施する等の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 被害防止のための効果的な対策を引き続き推進していただきたい。

(3) 還付金詐欺事件にかかる通信事業者の検挙について

特殊詐欺対策課が、東住吉警察署及びサイバーセキュリティ対策課と合同で、標記の事件につき、6月8日に被疑者1人を検挙した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 犯行ツール対策となる意義深い検挙と感じている。引き続き、事件の全容解明に努めていただきたい。

(4) 発災直後における情報伝達訓練の実施結果について

6月16日、警察本部及び各警察署において、大規模災害発生直後における被害情報の収集及び警察庁への第一報の手順を確認するとともに、改善点の抽出を目的とした情報伝達訓練を実施した結果について報告があった。

【委員発言要旨】

○ 今回の訓練結果を踏まえ、更なる検討・改善を重ね、今後活かしていただきたい。

第3 個別会議

1 決裁事項

(1) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、51件の行政処分を決定した。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく代行聴聞結果及び行政処分の決定について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく、行政処分1件について、審議の結果、風俗営業及び飲食店営業の停止を決定した。

(3) 大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例に基づく代行聴聞結果及び行政処分の決定について

大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例に基づく、行政処分1件について、審議の結果、歓乐的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる行為の提供を行う事業の停止を決定した。

(4) 「大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則」の一部改正について

警察官が行うことができる中止命令について、対象となる行為が新設等されたことに伴い、「大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則」の一部改正について上申があり、審議の結果、可として決裁した。

(5) 特定抗争指定暴力団等の指定の延長について

特定抗争指定暴力団等に指定中の六代目山口組及び神戸山口組について、同指定を延長する旨のほか、指定の延長を官報に公示すること及び両団体の代表者に指定延長通知書を交付する旨の上申があり、審議の結果、可として決裁した。

(6) 不服申立てに対する裁決について

ア 運転免許取消処分に対する審査請求事案

運転免許取消処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。

イ 運転免許効力停止処分に対する審査請求事案

運転免許効力停止処分の取消しを求めた審査請求事案2件について、審議の結果、当該各処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから、いずれも棄却とした。

ウ 運転免許証交付処分に対する審査請求事案

運転免許証交付処分の取消しを求めた審査請求事案3件について、審議の結果、当該各処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから、いずれも棄却とした。

エ 放置違反金納付命令に係る債権差押処分に対する審査請求事案

放置違反金納付命令に係る債権差押処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、本件審査請求は当該処分の取消しを求める法律上の利益はなく、不適法であることから却下とした。

(7) 処分取消請求事件の応訴について

処分取消請求事件について、4月27日、大阪地方裁判所に提訴がなされた旨の報告があり、審議の結果、応訴することとして決裁した。

(8) 運転免許交付処分取消請求事件の応訴について

運転免許交付処分取消請求事件について、5月30日、大阪地方裁判所に提訴がなされた旨の報告があり、審議の結果、応訴することとして決裁した。

(9) 意見要望の受理について

意見要望11件の報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

(10) 警察署協議会委員の委嘱及び退任委員に対する感謝状の贈呈について

交野警察署協議会委員8人の任期満了に伴い、6人の委員を再委嘱、2人の委員を新たに委嘱することのほか、退任委員2人に対する感謝状の贈呈について上申があり、いずれも可として決裁した。

(11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく6月以上の営業休止に係る行政処分の決定について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「正当な事由なく6月以上の営業を休止し、現に営業を営んでいないこと」に係る行政処分1件について上申があり、風俗営業許可の取消しを決定した。

(12) 少年指導委員の退任に伴う感謝状の贈呈について

少年指導委員1人の退任に伴う感謝状贈呈の上申があり、可として決裁した。

(13) 警察職員の援助要求について

警察法第60条第1項の規定に基づく、警察職員等の援助要求2件について上申があり、いずれも可として決裁した。

2 報告事項

(1) ATM警戒強化の経過について

還付金詐欺の被害を抑止するためのATM警戒強化の施策等について報告があった。

(2) 集団示威運動等に係る専決事務の処理状況について

6月6日から6月12日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。

以 上